

# 監査品質に関する報告書 2018

PwC京都監査法人



# 監査品質に関する報告書 2018

PricewaterhouseCoopers Kyoto

## 目次

PwC京都監査法人の基本理念 .....	2
マネージングパートナーからのメッセージ .....	4
アシュアランスリーダーからのメッセージ .....	6
<b>組織とガバナンス体制</b>	
PwCグローバルネットワークの組織 .....	10
PwC京都監査法人の組織体制とガバナンス体制 .....	12
<b>監査の品質管理体制</b>	
品質管理担当パートナーからのメッセージ .....	16
PwCグローバルネットワークの品質管理 .....	18
新しいPwCグローバルの品質管理システムの導入 .....	19
品質管理体制 .....	20
監査の実施 .....	22
監査品質を支援する体制 .....	24
不正リスクへの対応 .....	25
監査契約の新規締結および更新 .....	26
職業倫理と独立性 .....	26
監査におけるテクノロジー活用 .....	28
情報セキュリティ .....	30
品質管理システムのモニタリング .....	31
<b>人材育成</b>	
人材育成方針 .....	34
戦略的な人材配置 .....	34
グループ制によるコミュニケーション .....	35
研修と経験 .....	35
人事評価 .....	37
<b>監査法人のガバナンス・コードへの対応状況と監査品質の指標</b>	
ガバナンス・コードへの対応状況 .....	40
監査品質の指標 .....	50
上場企業被監査会社 .....	52

# PwC京都監査法人の基本理念

## 「信頼の絆」

私たちの仕事は、皆さまからの信頼をいただきて成り立っています。信頼は期待につながり、私たちの監査報告書やその他の全ての報告書や日常の仕事について安心していただけることが期待に応えることと考えています。信頼は人に対してのものであり、その人の作り出すものに対してです。また信頼の絆は外部とのつながりが強調されますが、内部でもとても大切なものです。

## 「人のために」

仕事は何のためにあるのかと言えば、人のために役立つことがあります。人のために何ができるのかという思い、情熱が仕事の原点になっています。人とともに育ち、人とともに歩む法人です。プロフェッショナルというのは、自分のためではなく人のために働く専門家のことを言います。私たちは眞の意味で良きプロフェッショナルであり続けたいと考えています。

## 「謙虚に」

期待を受けつつ一生懸命仕事をしていてもまだまだ向上の余地があり、ミスが生まれるものです。自分たちの仕事に誇りを持ちながらも、それだからこそさらに向上する余地を探して常に問題があると考え続けていきたいと考えています。他の方からの指摘もあれば喜んでそれを受けさらに改善していく考えています。

謙虚な姿勢が向上を呼び、傲慢な姿勢は退潮につながると考えています。

ゴールは最高の仕事ですが、それは毎日の一つ一つの改善があってこそと考えています。

## 「チームワーク」

仕事は一人でできるものではありません。いつもチームの仲間を尊敬し、人を大切に接し、よくコミュニケーションすることがとても大切だと思っています。

*PwC Global*

公認会計士・監査審査会

検査

PwCネットワークによる  
レビュー



監査アプローチ  
人材・ナレッジの共有

ガバナンス体制

**PwC京都監査法人**

品質管理部

日本公認会計士協会

品質管理レビュー

## 金融資本市場



### 市場における役割

監査のプロフェッショナルとして高品質な監査業務を通じ、投資家や被監査会社等の幅広いステークホルダーの期待に応え、経済の健全な発展に貢献します。

保証

問



経営者



企業



監査役等



投資



情報



投資家

# マネージングパートナーからの メッセージ

## 監査品質に関する報告書を 出すにあたって

マネージングパートナー  
松永 幸廣

### 私たちが存在する意義

当法人は2007年にみすず監査法人（旧中央青山監査法人）が自主解散したことにより、誕生いたしました。皆さまに大変なご迷惑をおかけしたと同時に本当に多くのご支援もいただきました。本当に感謝しております。

広く社会からの信頼をいただき、そのため品質を第一に考えることは、私たちの出発点であり、存在する意義であると考えております。

1955年に宮村久治という公認会計士が京都の地で創業した事務所は私たちに引き継がれています。宮村が結んだ「信頼の絆」をしっかりと広め、深めたいと考えています。

### 監査の品質とは何か？

私たちの仕事は投資家や社会の皆さまに安心・安全を提供することと考えています。監査の仕事では重要な不正を見逃さないことが求められています。

企業の活動が国際的になっていることから企業の活動範囲の全てを、世界の隅々の子会社、投資先まで含めた企業グループの全体を見据えての監査品質が求

められていると考えています。またIT技術などの発展を受けて、企業内部の内部統制についても企業が見つけられなかった異常点の発見が求められています。

私たちの仕事はさまざまな監査対象の個別企業についてなされます。個々の品質はそうした個別企業についてのものですが、法人の品質はそうした個別企業の仕事で一つでも不備があると全体が不備と見なされることになります。法人の品質は個々の仕事についての不備を発見する能力、常に高品質の監査を継続的に作り出していく「質創造力」が求められていると考えます。

### 監査対象は何か？

企業を人間の身体のように感じ、全体のバランス、つながりをよく理解してどこか悪いところがないかどうかを見つけていくことが求められていると考えています。

財務諸表は過去情報ですが、それを作っていく企業の経営管理システムの内部統制や企業を取り巻くビジネスリスク、グローバルに展開していく企業の末端までの運営の仕組みを理解し、評価し、企業そのものを監査対象として考えています。そのため企業のリスク評価を行

い、リスクに対してリソースを投入していく、何らかの異常点を発見していく

異常点には大きく分けて2種類あり、企業の大きなプロセス（内部統制）の異常点が一つで、もう一つは会計情報の異常点になります。

大きな異常点は改善されなければ企業が開示を求められる情報になりますが、こうした投資家への開示の網羅性、適正性を見ていくことを求められています。

### 監査に必要なこと

会計監査人は、財務諸表を監査していますが、実質的にはその企業そのものを監査しています。そのため企業の構造や機能、リスクをよく理解していることが求められています。監査の現場力というのは、こうした企業の知見があること、それを使って異常点を発見する能力のことです、こうした「問題発見力」を上げていくことが大切です。

それを支えるのは公正な監査により社会の期待を超えて行きたいとする志とそれを支えるチームワークで、監査は一人でやれない共同作業が多いため、コミュニケーション能力は強く求められます。

異常点の発見力のためには、懷疑心が

必要で、素直な感性が重要になってきています。懷疑心は自分に向かう時「謙虚さ」につながっていくと考えています。

チームワークは法人内部で必要なことはもちろん、海外監査人も含んだ広い範囲のチームメンバーとのコミュニケーションも大切であります。

#### 監査品質向上のために

私どもはいつも自分たちの監査の至らない点を発見することに努め、発見した弱点は分析し、それを改善するよう努力しています。問題の真因を見つけること、そもそもですがその問題を発見する力を伸ばすことも必要となっています。

監査法人の品質は、監査チームの中でも最低のものが法人の品質と言われることが多いので、いかにチーム間のばらつきをなくすのかについても継続的にモニターし、改善の努力をしてきております。

本報告書は、こうした私どもの取り組み、活動についてご報告することを目的にしています。



# アシュアランスリーダーからの メッセージ

## プロフェッショナルの集団に ふさわしい品質

アシュアランスリーダー

田村 透

### 人のために

PwC 京都監査法人は、誰のために存在しているのでしょうか。

私たちは、「人のために働くこと」をその経営理念に掲げ、「資本市場の健全な発展に寄与すること」をその使命として、日々業務に取り組んでいます。

資本市場に参加している人およびそこにかかわる全ての人のために、資本市場が安心で安全な場所となるべく、私たちは監査を通じて安心を提供し、社会から必要とされる存在でありたいと考えています。

### 品質重視

さまざまな人の関わりにおいて「信頼の絆」をベースに存在している私たちは、「品質」を最優先に置いて、その継続的改善に取り組んでいます。

私たちの監査を取り巻く規制環境やITテクノロジーの進化、利害関係者からの期待は以前よりも速く、広く変化しています。その変化を先取りし革新を継続するべく、PwCのグローバルネットワークと緊密に連携しながら、監査品質の継続的な改善活動とそれを支える人材の育成を最優先事項として、取り組んでいます。

PwCとの関係においては、「社会からの信頼を得、重要な社会課題を解く」というグローバルのPurposeを共有し、PwCグローバルのガバナンスと人材・テクノロジーネットワークと連携を図りながら、品質はじめ、人材開発、IT改革など総合的・整合的に運営を推進しています。

### 品質改善の取り組み

私たちの品質改善は、標準からの乖離を「品質不良」と定義することから始まります。計画の遅れ、アサインメント（人材配置）の不備、手続きの不足、調書の不備、期日からの遅れなど、品質不良（異常）を早期に発見し、根本原因を突き止め、再発防止のためのプロセス改善と実行を推進することで、継続的な品質改善プロセスを能動的に機能させ、環境の変化に柔軟に対応できるよう心掛けています。

### 毎日の発見

加えて、スタッフ一人一人には「毎日一つ、新たな発見をしよう」と言っています。監査チームや被監査会社との日々のやりとりの中で、相手の気付かない新たな発見や気付きを得、それを相手に伝

えることで、相手にとっても、また自分にとっても新たな学びを得ることができます。このプロセスは、人の話を聞く力、現場を観察する力、全体を把握する力や変化に対応する力、異常を発見する力などを養い、双方の自然な成長を促すと考えています。

また、法人の品質改善の取り組みとして、監査法人のガバナンス・コードの原則・指針に対応し、本報告書においてご報告のとおり、継続した運用と実効性の向上の努力を続けています。

### 最後に

フィンテック、人工知能（AI）、ロボティクス（RPA）、ブロックチェーン、IoT、仮想通貨など、テクノロジー主導の変革が事業の不確実性を高め、社会の在り方を構造的に変えつつあります。同時に例えば、仮想通貨の導入は決済の概念を大きく変え、所有者の特定や評価などの課題が生じ、AIの利用によるプロセスのブラックボックス化は、その検証の在り方にに関する課題を発生させています。

他方、統合報告書を通していわゆるSDGsの取り組み含め、ステークホルダーへの説明内容が充実していく中で、「財務情報から非財務情報へ」という大

きな流れが確認できます。過去の取引を集約した財務情報から、サプライチェーンやCO<sub>2</sub>排出量、環境負荷の測定結果やサイバー環境のセキュリティなど、現在・将来の取引を処理する非財務情報やプロセスへと関心は高まっています。

この財務情報から非財務情報へと関心と期待が広がる中、監査人が果たすべき社会的責任とその役割は何か、将来の監査や保証はどうあるべきか、公認会計士制度70年の節目となる本年、引き続き追求してまいります。

さらに、「監査人からのステークホルダーへ情報提供の充実期待の高まりを受けた監査報告書の長文化制度」や「監査人の独立性を確保する手段としての強制ローテーション制度」など、諸制度の改革や議論に対して、趣旨に沿って適切に対応してまいります。

最後になりましたが、私たちPwC京都監査法人は、先述した経営理念と考え方を通じ、社会における信頼を構築し重要な問題を解決すると同時に、スタッフ一人一人がやりがいをもって健全に成長できる場でありたいと考えています。それらの活動内容を、本報告書に取りまとめました。人のために貢献できるプロフェッショナルの集団にふさわしい品質を、追求し続けます。



監査品質に関する報告書 2018 | PricewaterhouseCoopers Kyoto

# 組織とガバナンス体制



C  
16  
-  
11  
-  
1  
B1



# 組織とガバナンス体制

## PwC グローバルネットワークの組織

### “PwC ネットワーク”とは

PwC は、PricewaterhouseCoopers International Limited (PwCIL) のメンバー ファームがプロフェッショナルサービスを提供するブランドです。PwC ネットワークはこれらのファームにより構築されています。“PwC”とは、PwC ネットワークの特定のファーム、PwC ネットワークのいくつかのファームの集合体、または全てのファームの集合体を指しています。

多くの国において、会計事務所は各国の法規制で、現地法人であること、かつ、独立していることが求められています。この問題に対する規制当局の対応は変化していますが、PwC メンバー ファームは国際的な企業として運営しておらず、PwC ネットワークもグローバルのパートナーシップではなく、一つのファームまたは国際的な企業でもありません。

これらの理由から、PwC ネットワークは、法的に独立したファームで構成されています。

### PricewaterhouseCoopers International Limited

ネットワークを構成する各ファームは、世界中で、クライアントに対して質の高いサービスを共に提供することを約束しています。PwC ネットワークのメンバー ファームは、英国の非公開有限責任会社である PwCIL のメンバーであるか、関係を有しています。PwCIL は、PwC ネットワークのメンバー ファームのためにコーディネイトする活動をしており、クライアントへのサービス提供は行いません。PwCIL のネットワーク・リーダーシップ・チームとボードは、戦略、ブランドや品質管理を重視しており、必要に応じて、各メンバー ファーム共通の組織的アプローチを達成するために方針と戦略を開発し、実行します。PwCIL のメンバー ファームは、PwC の名称を使用し、PwC ネットワークのリソースやメソドロジーを活用できます。さらに、メンバー ファームは他のメンバー ファームのリソースを活用することができ、他のメンバー ファームを利用することでプロフェッショナルサービスの提供を確保することができます。その代わり

に、メンバー ファームは共通の方針に従い、PwCIL が推し進める PwC ネットワークの基準を維持する必要があります。

PwC ネットワークは、一つの国際的なパートナーシップではなく、法的パートナーでもありません。メンバー ファームの多くは、法的に “PricewaterhouseCoopers” を含む名称で登録していますが、PwCIL はそれらのメンバー ファームを所有していません。メンバー ファームは、PwCIL や他のメンバー ファームの代理人として行動することはできず、PwCIL や他のメンバー ファームの義務を負うこともありません。メンバー ファームは、自身の行為や不作為にのみ責任を負います。同様に、PwCIL はメンバー ファームの代理人として行動できず、メンバー ファームの義務を負うことなく、自身の行為や不作為にのみ責任を負います。PwCIL は各国のファームの専門的な判断の行使をコントロールすることはありません。

## PwCIL のガバナンス

### ネットワーク・リーダーシップ・チーム

ネットワーク・リーダーシップ・チームは、PwCネットワークにおける全体の戦略を決定し、メンバーファームが遵守すべき基準を策定する責任を負っています。

### ストラテジーカウンシル

ストラテジーカウンシルは、世界各地域における主要なメンバーファームのリーダーで構成されており、ネットワー

ク全体の戦略的方向性に対する同意を行い、協力して戦略の遂行を促進させます。

チームをリードします。

### グローバル・リーダーシップ・チーム

グローバル・リーダーシップ・チームは、ネットワーク・リーダーシップ・チームより指名されたメンバーから構成され、ネットワーク・リーダーシップ・チームおよびPwCネットワークのチャアマンに対する報告責任を負っています。チームのメンバーは、各国における私たちの業務にかかわるさまざまな活動をコーディネイトするために組成された

### グローバルボード

グローバルボードはPwCILのガバナンスに関する責任を負うとともに、ネットワーク・リーダーシップ・チームを監視する役割を担います。グローバルボードは対外的な役割を負っていません。ボードメンバーは全てのメンバーファームのパートナーの中から、4年ごとに選出されます。



PwCの総人数

**250,930人**



拠点

**721カ所**



所在国

**158カ国**

うち、  
パートナー 11,404 人  
スタッフ 239,526 人

(2018年 6月末現在)

# 組織とガバナンス体制

## PwC 京都監査法人の 組織体制とガバナンス体制

### 当法人のガバナンス体制

当法人のガバナンス体制は、全パートナーで意思決定をする社員総会、当法人の経営方針および戦略を策定・実行する経営会議、それを監視する監視委員会の3つの組織により構成されます。これに加えて、経営委員会に対して公益の観点から助言・提言を行う諮問委員会を設けています。

### 社員総会

社員総会は、当法人の最高意思決定機関であり、法人の方針および政策に関する重要な事項を決定します。全てのパートナーで構成されています。

### 経営会議

経営会議は、マネージングパートナーと2名のパートナーによって構成され、業務執行の意思決定機関として機能しています。経営会議メンバーは、社員のうちから社員の互選により選出された候補者につき、総社員の過半数の同意をもって選任されます。

### マネージングパートナー

マネージングパートナーは、総括責任者として当法人を代表し、経営会議メン

バーを統括する他、経営会議の決定に基づき、業務を執行します。

### 監視委員会

監視委員会は、マネージングパートナーまたは経営会議メンバーから法人の業務執行状況の報告を受け、経営会議議事録の閲覧などの活動を通じて、業務執行を監視します。メンバーは、経営会議メンバー以外から選出されます。監視委員会メンバーは社員総会に出席するとともに、社員総会の議事録も閲覧しています。

### 内部監査室

アシュアランス本部および品質管理部より独立したマネージングパートナー直属の組織として内部監査室を設置しています。内部監査室では、品質管理システムの整備・運用状況と個別の監査の内容について、独立の立場から検証を実施しています。また、法人内外からの通報窓口（ホットライン）を設置しており、通報内容に応じて機動的な調査を実施するとともに、監査法人のガバナンスコードの適用の状況についても評価を行い、その結果について、諮問委員会に報告しています。

### 諮問委員会

諮問委員会は、社外有識者とマネージ

ングパートナーで構成し、監査品質を高めるための取り組みを監督し、経営会議に助言・提言を行います。公益を代表する社外有識者の目線を法人運営に取り入れることで、透明性の確保と説明責任の強化を図り、監査品質を向上させることを目的としています。社外有識者は、社員総会の決議により選任されます。諮問委員会は、年4回、四半期ごとに開催しています。諮問委員会には、経営会議メンバーに加えて、監視委員会メンバーも出席し、監視委員会の活動状況についても報告しています。諮問委員会の議題は早めに決定・通知するとともに、資料についても事前に送付しており、諮問委員会がその機能を実効的に果たすことができるよう、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行にあたっての補佐が行われる環境を整備しています。

### 諮問委員会の開催状況

2017年7月1日から2018年6月30日の1年間では、諮問委員会を2017年10月、2018年1月、4月に開催し、監査法人のガバナンスコードの適用における対応状況、監査業務における品質改善の取り組みの現状、監視委員会の活動報告、人事評価結果のフィードバックなどを議題として意見交換を行いました。諮問委員からは監査業務の審査と監査手法、若手のモチベーション向上、働き方改革、管理職の仕事の仕方、テクノロジーの利用の推進、ローテーションとアサインメント、新規受入の状況、人材育成、監査証拠のデジタル化、パートナーの役割分担と責任の明確化、インサイダー規制などの論点について助言・提言を受けました。

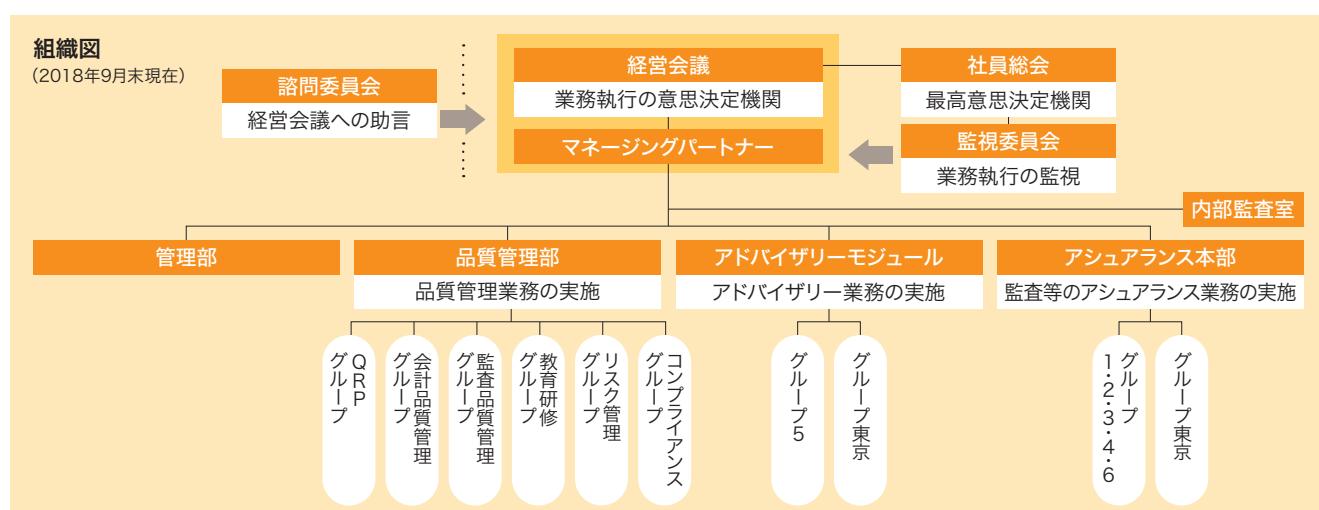
## 諮問委員会からの 助言・提言への対応

監査法人のガバナンスコードの監督・評価機能の強化という趣旨を踏まえて、監視委員会メンバーとの連携を強化しています。また、諮問委員との対話を通じて、若手のモチベーションアップや働き方改革、管理職の仕事の仕方などについての助言をいただいており、エグゼクティブコーチングなどの研修の実施を予定しています。

## 資本市場の参加者等との対話

当法人は、監査業務の意義と監査法人としての責任を自覚し、被監査会社の株主、投資家、従業員、債権者、規制当局、そして広く社会の方々の期待を受けていることを常に意識し続け、特に正しい財務報告を通じて、健全化に資する機能を果たしているかの確認を忘れないようにしたいと考えております。規制当局との意見交換等や被監査会社の監査役等との

対話によるフィードバックから得た有益な情報を監査品質の改善のための組織的な運営において活用しています。資本市場で長期投資家として、上場企業経営者との健全な対話を通じ企業価値向上に貢献することを目的に投資活動を実施されている投資運用会社の経営者と意見交換を行い、資本市場参加者の視点からの意見を監査法人の経営に活用したいと考えています。



### 監視委員会からのメッセージ

監視委員会は、経営会議メンバーとのコミュニケーションや議事録等の閲覧により、法人運営に関する業務執行がステークホルダーの期待に応える適切なものとなっているか、健全なチェック機能を果たせるよう努めています。また、諮問委員会に出席して、社外有識者の助言を経営会議メンバーが法人運営にどのように生かしているかモニタリングするとともに、監視委員会の活動状況を報告し、助言を得る機会としています。

さらに、PwC Japanの監視委員会の委員として、PwCのネットワークにおける監視活動にも参加して、情報共有しながら連携を図り、当法人のガバナンスの健全性確保に努めています。

### 社外有識者（諮問委員会）(50音順)



梅本 周吉

公認会計士  
日本カーバイド  
工業株式会社監査役  
元旭硝子株式会社  
常務執行役員および  
常勤監査役



小林 正幸

京友商事株式会社会長  
元株式会社京都銀行  
専務取締役

監査品質に関する報告書 2018 | PricewaterhouseCoopers Kyoto

# 監査の品質管理体制



# 監査の品質管理体制

品質管理担当パートナーからのメッセージ

## PwC京都監査法人の 基本理念は信頼

品質管理担当パートナー  
花井 裕風

PwC京都監査法人の品質管理は、品質管理の専門家として有名なデミング博士の考え方を取り入れて、以下の目的を達成することを目指しています。

1. 求められている製品を特定する。
2. その製品を作るプロセスをデザインする。プロセスは経済的、迅速かつ標準的でなければならない。
3. 製品をテストしてプロセスを改善する。

### PwC京都監査法人の 品質管理の特徴

これらの目的を達成するために、オープンでフラットな法人組織の強みを生かして、品質管理部はバックオフィスとして、監査チームと双方向のコミュニケーションを取りながら、リアルタイムにサポートとモニタリングを実施することで、実効性のある品質管理活動を展開しています。また、製造業における品質管理の考え方を取り入れ、自工程完結により、業務実施段階における品質の作り込みに力点を置いています。

例えば、外部の規制当局等による検査・レビューは、品質管理の目的にある製品のテストとして捉え、その指摘事項

への対応として、PwCとして一貫した手法により、根本原因（真因）を分析・識別して、監査のプロセスそのものの改善が必要と捉えます。そのために以下の方法を骨子としています。

- 構成員の採用・教育において、コミュニケーションを重視する。
- 独立した立場で、公正に企業のプロセス（内部統制）を理解し、テストを行い、評価する。
- 監査のプロセスをモニタリングし、標準からの乖離や遅れを異常として是正する。

個別の監査業務における担当者の監査品質に対するマネジメント能力を向上するため、詳細な計画に基づく事前指導、綿密なスケジュールに基づく作業の平準化とタイムリーな監査調書の作成、監査プロセスの標準化と見える化を重視しています。

### 不正リスクへの対応

不正リスクを考慮して、業務の受入および更新に伴うリスク評価を検討しています。また、職業的懷疑心を發揮するた

めの不正事例の研修を毎年実施しています。監査役等とも適切に連携して、不正リスクに適切に対応できるよう、監査業務に係る方針および手続を定めるとともに、監査事務所内外からもたらされる情報に対処する方針を定めています。

### 継続的な品質改善活動

品質改善活動として、PwCネットワークのサポートも受けながら、毎年改善計画を立案し、具体的な改善措置、改善責任者、実施時期、検証責任者を決定して、毎月状況を更新しており、以下のような対応を継続的に実施しています。

- 特定された問題に対処するための研修の実施、知識と経験の共有
- 必須相談事項リストの共有と既存の必須相談事項リストの見直し
- 監査品質に対するマネジメント能力の比重を重視した評価方針の明確化とタイムリーなフィードバック
- 監査業務のリーチアウト（チェックリストによる自己点検作業）、監査チーム以外のメンバーによるホット（監査実施段階における）レビュー、QRP（クオリティーレビューパートナー）による

## 重点審査を含むモニタリングプロセスの強化

- PwCネットワークのリソースの積極的な活用、PwCネットワークのレビューへのレビューアーの派遣

## 監査法人の ガバナンス・コードの採用

また、監査法人に対する社会の信頼に応えるため、監査品質を向上させることを目的として、監査法人のガバナンスコードを採用し、透明性の確保と説明責任の強化のため、公益を代表する社外有識者の目線を法人運営に取り入れること

で、監査品質の向上に向けた取り組みを継続しています。

PwC京都監査法人の基本理念は信頼であり、監査業務の意義と監査法人としての責任を自覚し、監査の絶対品質を確保することにより、ディスクロージャー制度の社会的信頼を確保・発展させることを目指しています。



# 監査の品質管理体制

## PwC グローバルネットワークの 品質管理

PwC グローバルが主導する品質改善活動は、監査業務の品質の問題が発生する可能性のある領域を早期に識別して改善するための強力な枠組みを提供とともに、それらの問題の根本的な原因を識別するための標準プロセスを提供します。監査業務の品質の問題には、結果責任の観点からの対応が必要になります。

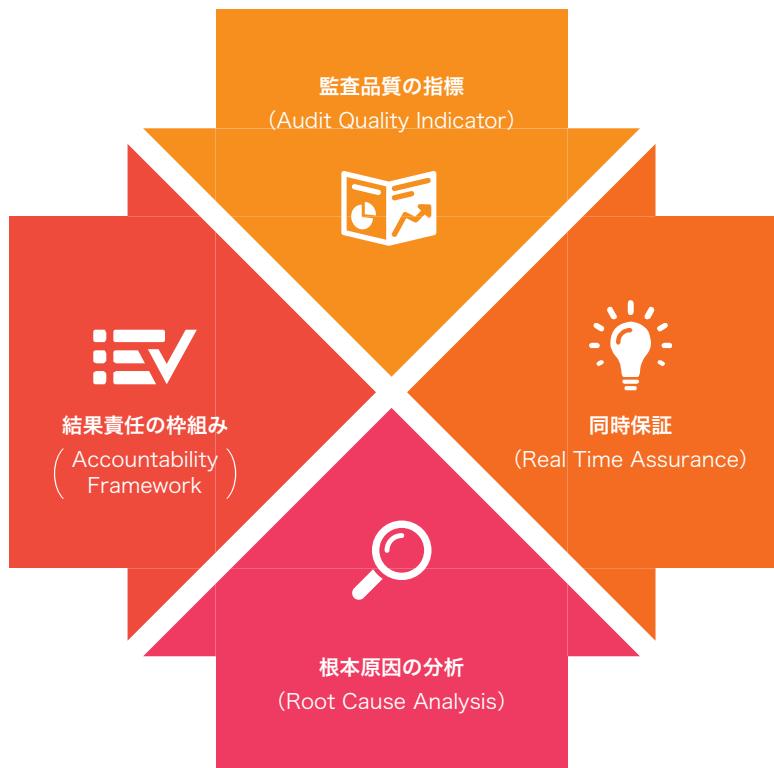
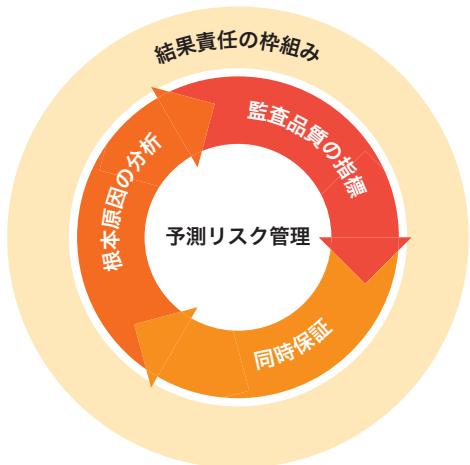
PwC グローバルネットワークでは、メンバーファームの監査業務の品質を継続的に向上するために、以下の取り組みをグローバルで推進しています。

### 根本原因の分析 (Root Cause Analysis)

PwC として一貫した手法により、外部の規制当局等の検査・レビューを受けた業務を対象として、プロセスレベルでの品質向上のために改善が必要となる問題点を識別するために、関連する監査基準、監査チーム、データについて詳細な分析を実施します。これには監査チームへのインタビュー、監査調書のレビューも含まれます。

### 結果責任の枠組み (Accountability Framework)

業務評価は監査品質に対するマネジメント能力を最重視した人事評価方針を明確化するとともに、外部の規制当局等の検査・レビューに係る結果責任を人事評価に反映しています。



## 新しいPwCグローバルの 品質管理システムの導入

### 監査品質の指標 (Audit Quality Indicator)

監査業務の品質における潜在的な問題点を早期に発見するために、監査品質と相関関係のある指標を抽出して分析しています。必須研修への出席率、スタッフ等の採用・退職率・稼働率、パートナー・マネージャーの関与割合、期末日前の監査時間発生割合、外部検査・内部レビュー結果等22の指標を選定しています。

### 同時保証 (Real Time Assurance)

効率的かつ効果的に監査業務の品質をモニタリングするためのレビュー やツールを意味しており、監査業務の自己点検作業、監査チーム以外のメンバーによる監査実施段階におけるレビュー等を実施しています。

被監査会社、資本市場およびより広い社会における信頼と透明性を強化するためには、最高品質のサービスを提供することが重要と考えており、この実現のため、PwCネットワークは品質管理を業務プロセスと法人全体のリスク管理プロセスに統合する品質管理の枠組みである卓越したサービス提供のための品質管理 (Quality Management for Service Excellence "QMSE") というPwCグローバルの品質管理システムを確立しました。被監査会社およびその他の利害関係者の期待に応えるため、メソドロジーやテクノロジーを利用しながら、効率的かつ効率的に業務を実施するための監査実

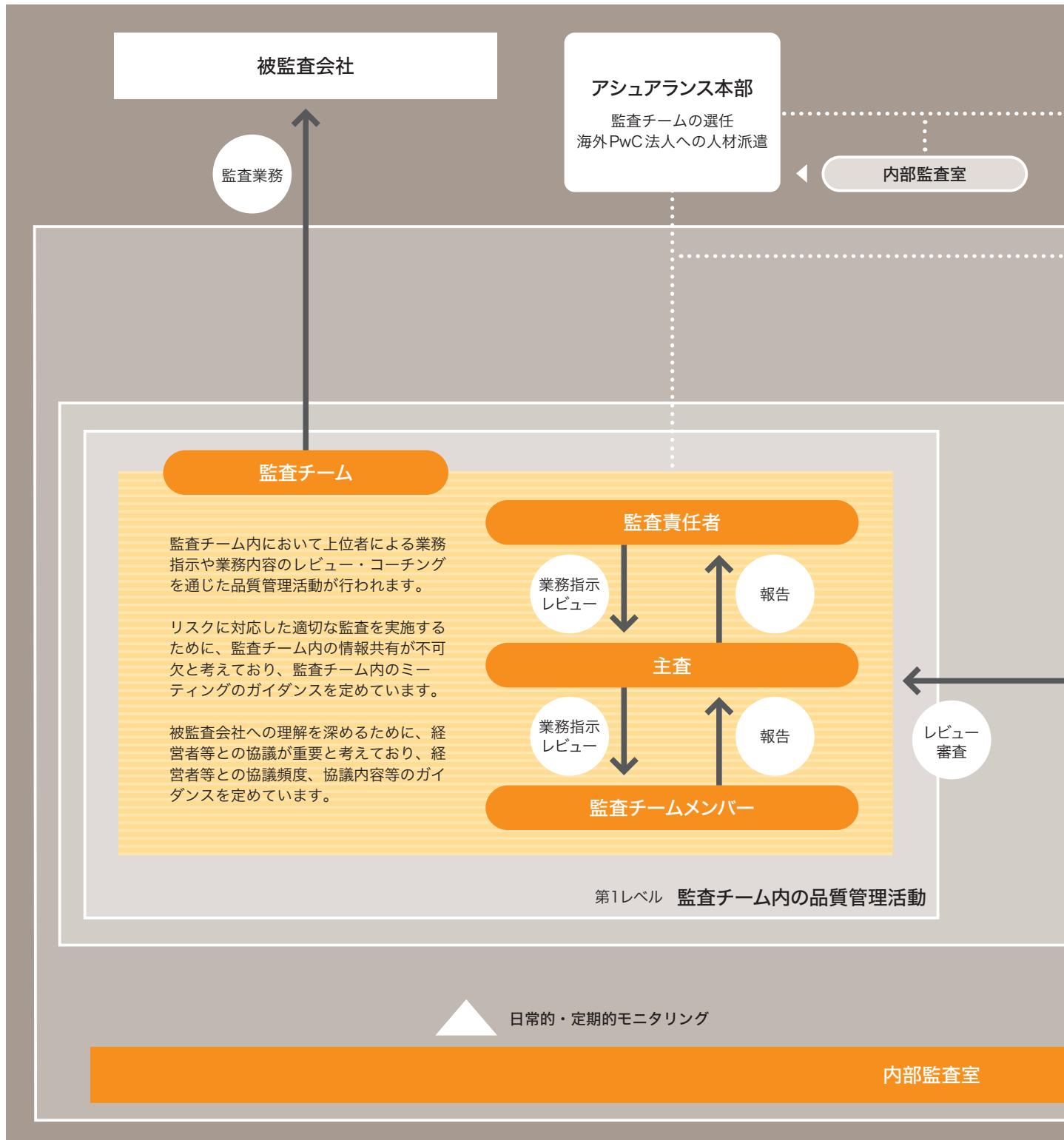
務における全体的な品質目標を導入しています。この全体的な品質目標は、一連の基本的な品質管理目的によって支えられており、品質管理システムは、これらの目的が合理的に達成されるように設計および運用されることが求められています。

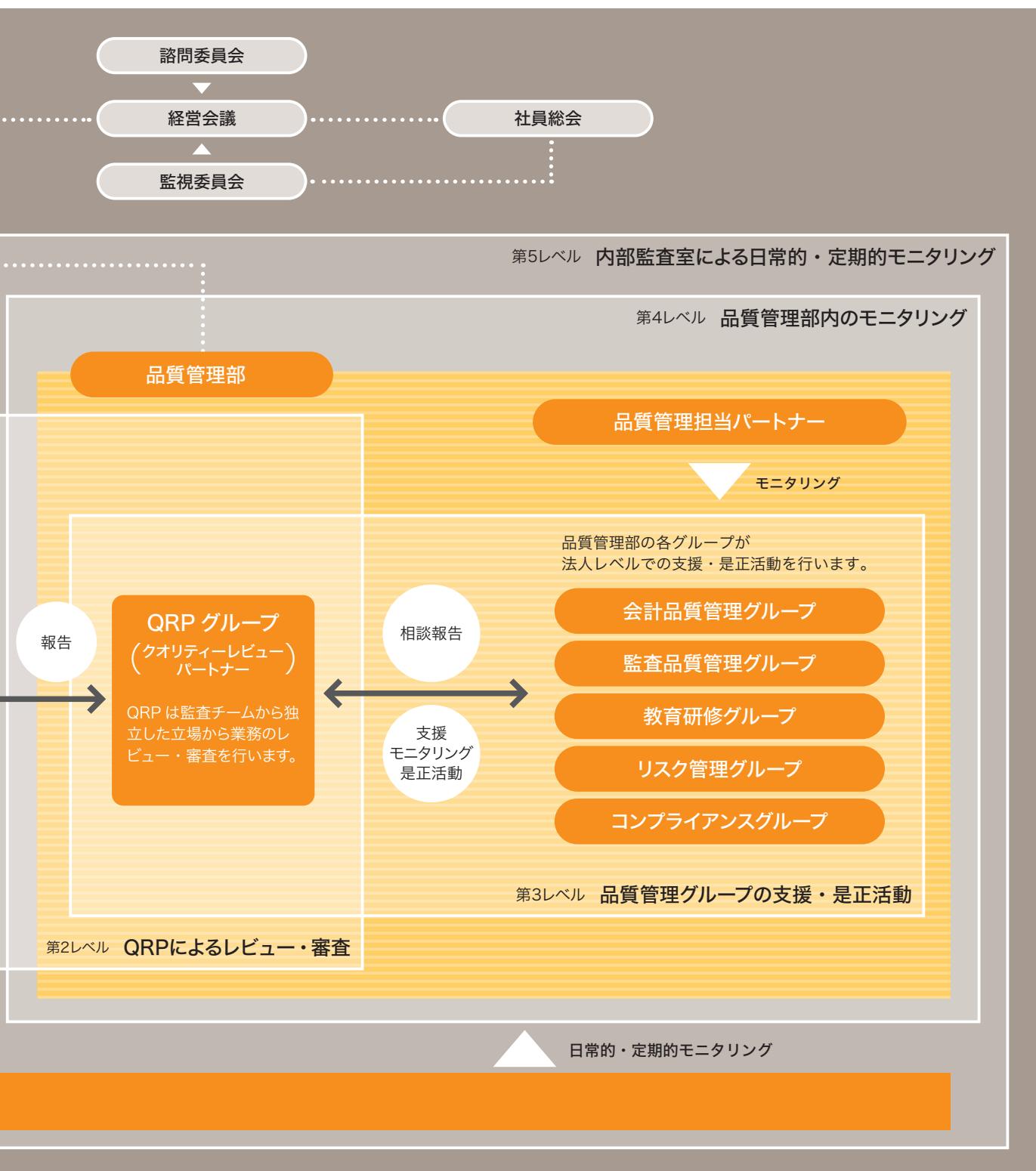
当法人も、QMSEの各目的に基づき、リスク評価を行い、対応するコントロールを設計します。2018年から着手し、2019年6月末までに設計と運用の評価を実施して、2019年7月以降にQMSEを全面適用する予定です。PwCグローバルとして使用している22のAQIなどを業績尺度として利用します。

- 1 ● リスク評価と対応  
(Perform risk assessment & implement responses)
- 2 ● 品質のモニタリング  
(Monitor quality)
- 3 ● 評価、測定および報告  
(Evaluate, assess, and report)
- 4 ● 根本原因の分析と改善  
(Root cause analysis and remediation)
- 5 ● 業績評価と結果責任  
(Recognition and accountability)



# 監査の品質管理体制





# 監査の品質管理体制

## 監査の実施

### 当法人の監査アプローチ

#### “PwC Audit”

当法人の監査チームは、監査業務実施にあたり、わが国の監査の基準ならびにPwCが世界で共通して採用する監査アプローチであるPwC Auditに準拠しています。PwC Auditは、国際監査基準（ISA）に基づいて策定されており、これに加えて、PwCとして培ったノウハウを基にして開発された具体的な方針およびガイダンスが設けられています。

PwC Auditによる監査アプローチにおいて、基本的かつ最も重要な要素は適切な監査リスクの評価です。当法人では、監査計画の立案時に始まり、監査報告書を発行するまでの全過程を通じ、継続して監査リスクの識別および評価を行い、これに適切に対応した監査手続を実施します。適切な監査リスクの識別およびその評価を行うため、当法人では、被監査会社の事業プロセスについて上流から下流まで一貫して理解することを重視しています。事業リスクを把握するため、企業および企業環境、すなわち、産業、規制等の外部要因、企業の事業活動等、企業の会計方針の選択や適用、企業目的および戦略、企業の業績の調査・分析を行います。被監査会社と率直かつ深度ある意見交換を行うことにより、企業、企業環境および内部統制に関する情報を収集し、事業目的に影響を及ぼすリスクと

判断した事項、そのようなリスクを軽減するために構築した手続について理解しています。こうした徹底した理解に基づく監査リスクの識別およびその評価を行うことにより、被監査会社固有の事実と状況に応じた適切な監査手続を実施することが可能となります。また、このような事業プロセスの理解を通じて被監査会社のさまざまな情報を適切に集め、裏付けることは、適切な職業的懐疑心を発揮し、不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況を識別するための礎となります。

### 監査チーム内の コミュニケーション

当法人では、監査チーム内の風通しの良いコミュニケーションを重視しています。監査計画立案時には、監査責任者を含む監査チームメンバー間で、被監査会社の事業環境および事業プロセス、これに関連する監査リスクの認識（不正リスクを含む）に関する理解を共有するとともに、リスク対応手続の種類、実施時期およびその範囲について理解を共通化するためにキックオフミーティングを開催します。また、監査における主要な段階において、監査責任者と監査チームメンバーが意見交換し、被監査会社および監査リスクに関する理解を更新し、その時点で入手した監査証拠を評価し、監査計

画の変更の要否を検討します。さらに、課題に直面した場合、各人が一人で悩まず、監査チームメンバー間で相談し、解決することとしています。当法人において、監査責任者には、監査チームメンバーに対してオープンな姿勢で接し、監査チームメンバーからの相談に真摯に応じることが期待されています。こうした双方のコミュニケーションによって、監査チームとして不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況を適切に識別することが可能となり、また、実務を通じた監査チームメンバーの成長を促進します。

### 監査チームの編成

#### 監査チームの選任

監査責任者を含む監査チームメンバーの選任は、各人の独立性の遵守状況、業務のリスク、必要な知識および経験、能力、十分な時間の確保、品質管理レビュー結果および外部機関による検査の結果などの事項を踏まえ、厳正かつ公正な監査を実施するために必要な人材を確保するという観点から実施しています。

監査責任者は、当法人の業務執行責任者選任に関する方針および手続に従い、アサイン委員会にて、被監査会社の事業、業界の状況に精通しているか、監査上のリスクに対して経験、能力が十分か、さらには長期的な人材の育成の観点も勘案し、相当と認められるパートナーを監査責任者予定者として選任案を作成した上で、経営会議において決定しています。なお、同一企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合、不正リスクを含む監査上の重要な事項が適切に伝達されるよう

方針および手続を定めています。

また、主査および監査チームメンバーの選任は、各個人の評価結果や個人面談を通じて収集した業務の経験や将来の希望も踏まえて検討し、業務のリスクに対応した知識、経験および能力が十分かどうかなどの観点の他、人材を育成するという観点からも実施しています。

#### 監査責任者、主査(チームマネージャー)および監査チームメンバーの役割

##### 監査責任者

監査責任者は、個々の監査業務において実施した監査手続の査閲および評価、文書化の適正性および適時性、導かれた結論について全般的な責任を負います。その責任を果たすために、監査責任者は、監査の全過程を通して、監査リスクの識別、評価およびその対応が適切か否かについて、積極的かつ徹底的に監査チームの監査に関与し、適切な監査手続の実施およびその文書化を指導します。また、当法人において監査責任者には、継続的な品質向上を目指す原動力となることが求められます。

##### 主査(チームマネージャー)

主査は、監査責任者を補佐します。主査は、監査の全過程にわたって関与し、監査リスクの識別およびその対応の適正性の確保など、適切な監査の実施および文書化の規範を示します。そして、主査は、監査責任者とともに、実施した監査手続および関連する監査調書が適時に査

閲されるよう調整します。また、他の監査チームメンバーがすでに実施した監査手続の種類、範囲および得られた心証を検討し、自らの当該監査業務に対する理解と整合的であることを確認します。

##### 監査チームメンバー

監査チームメンバーは、監査計画に基づき、適切に職業的懷疑心を發揮しながら監査手続を実施します。実施した監査手続で生じた重要事項や問題点については主査に適時に報告し、討議します。主査の査閲に先立ち、自己の実施した監査手続および関連する監査調書を見直します。

##### 監査業務の審査

全ての監査業務について、監査計画の立案、監査の実施過程、監査判断の過程、監査の完了段階まで、監査チームと並行して審査担当者であるQRP（クオリティーレビューパートナー）による重要事項、重要判断の審査を実施しています。

審査担当者は、監査チームから独立した立場で、チームミーティングに参加し、監査責任者とディスカッションをして、責任ある審査を実施しており、審査担当者の審査が完了しなければ監査報告書は発行されません。

審査担当者は、当法人の審査担当者の選任に関する方針および手続に基づき、監査業務の豊富な経験や専門能力のあるパートナーのうち、その職責を果たすための適性、能力のある者が選任されます。その選任にあたっては、アサイン委

員会が候補者を選定し、経営会議で承認することにより、審査担当者の客觀性を確保しています。

また、審査担当者には、適切な審査を行う上で必要とされる行動に関する研修を受講する義務が課せられています。

品質管理部に対する専門的な見解に関する問い合わせにおいて、監査チームと審査担当者との間に見解の相違が生じた場合、または監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が生じた場合は、リスク管理担当パートナーがその内容を検討し、その相違に対処し解決しています。

##### グローバル監査

企業がグローバルに事業を展開し、グループにおける海外子会社のウエイトが拡大するに伴い、グループ監査の重要性が高まっています。当法人は、このような状況において、グループ監査を適切に実施するために、PwC グローバルネットワークを最大限に活用した監査を実施しています。

具体的には、PwC グローバルネットワーク共通の監査手法を用いる現地PwC ネットワークファームと密接に連携することにより、グローバルで一貫した高品質の監査を実施します。

また、当法人は海外PwC ネットワークファームに複数の人員を派遣とともに、海外PwC ネットワークファームからも当法人に受け入れています。さらに、必要に応じて海外に駐在する日本人が関与し、海外子会社等の監査を実施する監査チームとの密接な連携を図っています。

# 監査の品質管理体制

## 監査品質を支援する体制

当法人の品質管理全般を監視し、また、個々の監査業務等の品質管理のために、監査チームを支援する組織として品質管理部を設置しています。

### 専門的な見解に関する問い合わせ

当法人は、高品質な監査を行うため、品質管理部が監査チームに専門的な見解を提供しています。監査チームは業務において、難しい問題に直面した場合、監査上の取扱いを決定する上で、品質管理部に専門的な見解を求めます。品質管

理部には、各専門領域および実務に精通した担当者が所属しており、各監査チームからの専門的な見解に関する問い合わせに適時に対応しています。品質管理部は、専門的な見解を示すために、必要に応じて監査チームと十分に議論を行い、個別の監査業務の状況を適切に理解して見解を示します。

### 品質管理部

QRPグループ	個々の監査業務のレビューおよび審査手続を決め、レビューおよび審査を行うとともに、レビューおよび審査状況をモニタリングしています。
会計品質管理グループ	特定の会計事象の問い合わせに対して専門的な見解を示します。また、最新の会計情報を収集し、新たな会計基準等の導入を支援する業務担当者をサポートしています。
監査品質管理グループ	当法人の監査業務の実施に関する方針および手続を適切に実施するために、それらの問い合わせに対して、専門的な見解を示します。必要に応じて、監査上の留意事項を全監査業務従事者に配信しています。また、監査サポートシステム等の各種監査ツールを整備し、有効かつ効率的な監査の実施をサポートしています。
教育研修グループ	PwCグローバルネットワークのカリキュラムに基づく研修の他、当法人固有の研修を企画し、より実践的かつタイムリーな研修を提供しています。
リスク管理グループ	当法人の品質管理全般のモニタリングを行い、被監査会社および個々の監査業務のリスク情報をレビューします。また、被監査会社および個々の監査業務の不正事案を含むリスク管理上の問題についての問い合わせに対して、専門的な見解を示します。必要に応じて業務遂行上の留意事項について各監査チームに問い合わせを行い、問題点の早期発見・解決に努めています。
コンプライアンスグループ	独立性の保持、法令の遵守およびコンプライアンスの確立のための取り組みを行い、監査業務における問題の早期発見に努めています。

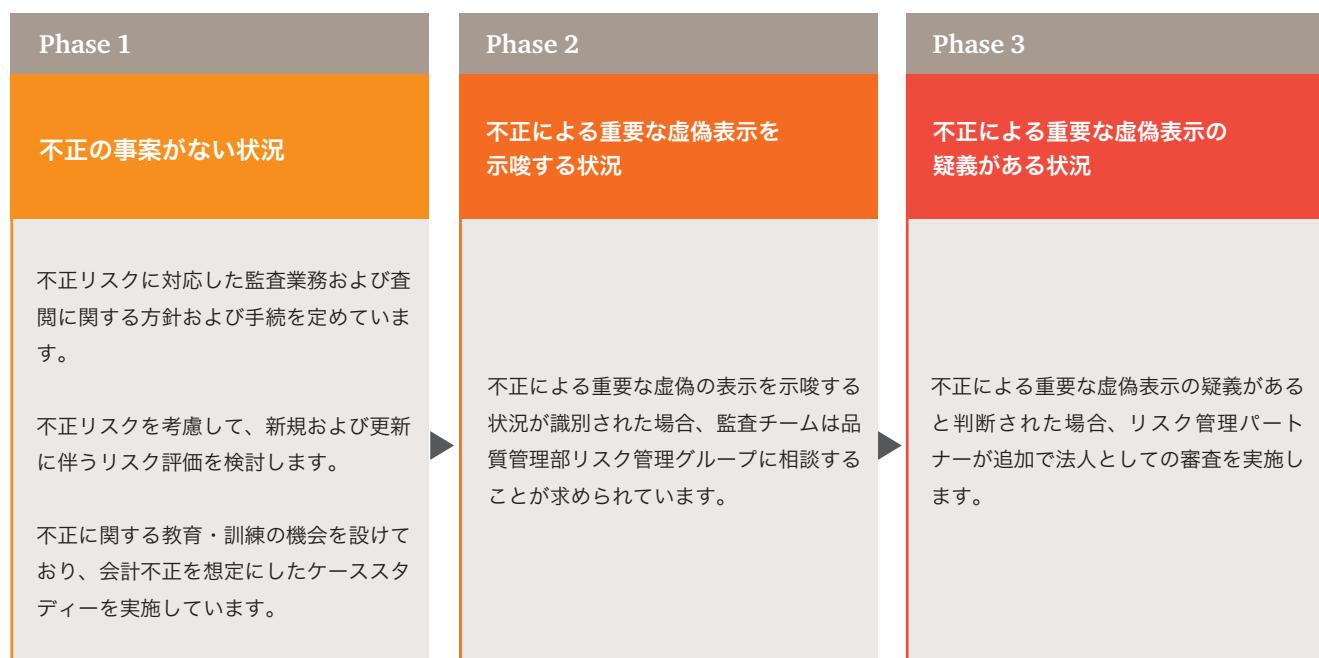
## 不正リスクへの対応

わが国の「監査基準」（企業会計審議会）において、「監査人は、職業的専門家としての正当な注意を払い、懷疑心を保持して監査を行わなければならない」と定められています。また、「監査にお

ける不正リスク対応基準」（企業会計審議会）においても、不正リスクに適切に対処する上で、職業的専門家としての懷疑心（職業的懷疑心）が重要であることが強調されています。当法人では、監査

チームが職業的懷疑心を発揮できるよう、不正による重要な虚偽表示の疑いの程度に応じて、公認不正検査士の有資格者を含め、監査チームを支援する体制を構築しています。

### 不正リスクへの対応体制



#### 監査ホットライン

PwC 京都監査法人は、ホームページに監査ホットラインを開設し、内外からの不正に関する情報を活用しています。なお、通報者の保護のため、情報の取扱いには十分に留意しています。

# 監査の品質管理体制

## 監査契約の 新規締結および更新

### 契約の新規の締結および更新

当法人は、わが国における監査の基準およびPwCネットワークの被監査会社の受入・継続に係る評価基準を遵守するよう受入・継続の方針を定めています。当法人は、この方針に基づき、契約の受入にあたり、当法人が適性および能力を有しているか、新規の関与予定企業と当法人（パートナー・職員を含む）の独立性などの利害関係、当該企業の評判、経営者の姿勢、ガバナンスや内部統制の状況、会計・監査上の問題の有無等のリスク評価を実施しています。

### 非監査業務の提供と制限

当法人は、監査業務で培ったノウハウを基に、非監査業務を提供することにより、企業が抱える課題を解決し、企業価値の向上に貢献できると考えています。

非監査業務の提供にあたっては、独立性への抵触や利益相反を引き起こす可能性があります。そのため、非監査業務を提供する前に監査業務との同時提供が禁止されている業務に該当しないか確認しています。また、利益相反が生じる可能性のある状況が識別された場合には、当該状況を解消または緩和するために一定のセーフガードを適用しています。

## 職業倫理と独立性

### 職業倫理

当法人は、わが国の法令および日本公認会計士協会の倫理規則ならびにPwCネットワーク共通の行動規範に対応して、行動規範および関連するガイダンスを定めています。当該行動規範および関連するガイダンスには、職業倫理、独立性に加えて、マネーロンダリング防止、公正競争阻害行為防止、贈収賄防止、機密保持、反社会的勢力への対応およびインサイダー取引防止など幅広い場面に対応する規定が設けられています。

### 独立性

監査人は、株主、投資家など幅広いステークホルダーの利益に資するため、被監査会社から独立した立場から財務諸表の監査を実施します。

当法人では、独立性に関する方針のなかで、当法人ならびに当法人のパートナーおよび職員に対して、精神的な独立性を保持することを要求するとともに、外観的独立性を保持するために必要となる方針および手続を設けています。これらの方針および手続は、わが国の法令および日本公認会計士協会の倫理規則や独立性に関する指針、さらには、PwCがグローバルで採用する独立性の方針（PwC Global Independence Policy）から構成されています。

### 被監査会社の網羅的な把握

独立性の諸規則を遵守するためには被監査会社を網羅的に把握する必要があります。当法人では、PwCネットワークで共有するデータベースに全ての被監査会社を登録し、適宜更新することによって、独立性を保持すべき被監査会社の情報を、当法人のみならずPwCネットワーク内で相互に把握できる体制を整備し、運用しています。

### 法人としての独立性

当法人は、物品やサービスの購入、外部企業や個人と共同事業等のビジネス上の関係を展開する場合、取引の内容および取引の可否について事前にコンプライアンスグループの承認を得るとともに、独立性の問題が生じていないことを定期的に確認しています。

### 個人の独立性

当法人のパートナーおよび職員は、年次のコンプライアンス確認手続において、独立性に関する事項を含む職業倫理に関する方針および手続を理解し遵守していることを確認しています。これに加えて個々の監査業務に従事する際に、パートナーおよび職員が被監査会社に対する金銭的利害関係や身分上の利害関係の制限に抵触していないことを確認していま

す。当法人は、パートナーおよび職員の執務時間報告システムを用いて、個々の監査業務における個人の独立性確認を確実に実施する体制を整備し運用しています。

また、パートナーおよびマネージャー以上の職員については、保有する有価証券や、保険や年金を通じて間接的に運用する投資先等を、被監査会社データベースと連動した投資先データベースに登録することを義務付け、独立性の諸規則に抵触していないことを確認しています。

さらに当法人は、毎期、無作為に抽出したパートナーおよびマネージャー以上の職員に対して、金銭的利害関係や身分上の利害関係を対象とする独立性の遵守に関する詳細な検査を実施しています。

## 監査担当者のローテーション

監査責任者および審査担当者については、SEC 規則が適用される被監査会社を除き連続関与期間を7会計期間以内とし、再度関与するために必要なインターバル期間を2会計期間としています。また、監査責任者および審査担当者以外であっても、長期間にわたって継続して同一の監査業務に従事することに起因するなれ合いが生じることを未然に防止するため、監査責任者を補佐する立場である主査についても、その連続関与期間を原則7会計期間以内としています。

## 独立性に関する法令および規則等の遵守状況

当法人では、監査業務の提供にあたって、独立性の規則に違反する事象が生じた場合には、当該違反の原因となった利

害関係を解消し、当該違反の影響に対処することとしています。当法人が当該違反の影響に十分な対応策を講ずることが可能と判断した場合であっても、当法人は違反および対応策等について、被監査会社の監査役等と書面をもって協議し、その対処が十分であることについて了解を得ることとしています。

当法人の設立以降、独立性違反に起因する監査契約の解除はありません。

## 職業倫理および独立性に関する研修

当法人は、独立性を含む職業倫理に関する方針および手続の理解と遵守を徹底するため、少なくとも年に一度、パートナーおよび職員全員を対象とし、職業倫理および独立性に関する研修を実施しています。

## 監査担当者のローテーション (SEC 規則が適用される被監査会社を除く)

### (監査責任者、審査担当者、主査)



## 独立性の保持

### 法人としての独立性

- ・物品等購入時、ビジネス関係構築時の独立性検討

### 個人の独立性

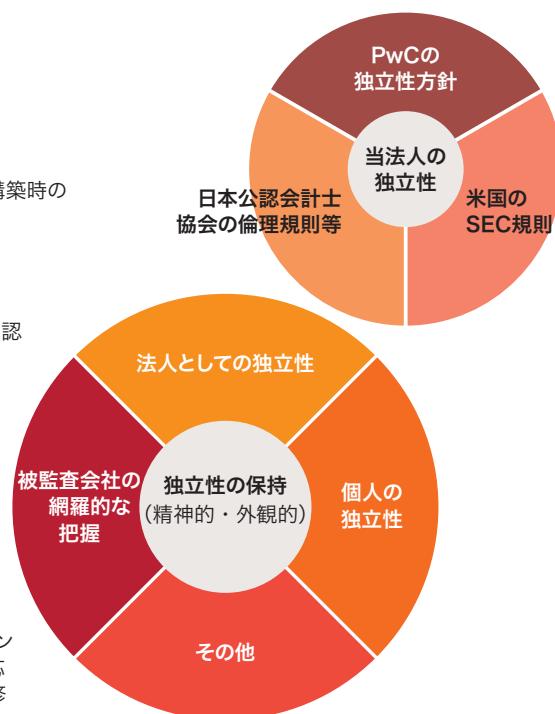
- ・年次コンプライアンス確認
- ・個々の監査業務ごとの独立性確認
- ・保有有価証券の登録およびモニタリング

### 被監査会社の網羅的な把握

- ・データベースによる被監査会社およびその関連企業の管理
- ・PwC ネットワーク内の情報共有

### その他

- ・監査担当者によるローテーション
- ・独立性違反に対する適切な対応
- ・職業倫理、独立性に関する研修



# 監査の品質管理体制

## 監査におけるテクノロジー活用

Aura (オーラ)  
電子監査調書システム



Connect (コネクト)  
情報交換ツール



Real Time Assurance  
Dashboard



(リアル・タイム・  
アシュアランス・ダッシュボード)  
モニタリングツール



PwC Auditにおける監査アプローチは、PwCが世界全体で全ての監査業務において使用している電子監査調書システムである「Aura」に組み込まれています。Auraによって、監査リスクおよび当該リスクに対応するために必要な手続等が明確化されています。また、Auraには、監査実施に関するガイダンスが包括的に組み込まれている他、総合的なプロジェクト管理に役立つ機能が組み込まれています。これによって、監査チームがわが国の監査の基準およびPwC Auditに準拠した監査業務を効果的かつ効率的に実施することが可能となります。

「Connect」は、被監査会社と監査チームが適時に、効率的かつ網羅的な情報交換を安全に行うためのツールです。具体的には、監査チームが、監査に関連する依頼資料などのリストをConnect上で作成することにより、被監査会社への資料依頼を行います。被監査会社は、Connectに直接アクセスし、該当資料をConnect上に保存します。

「Real Time Assurance Dashboard」は、監査業務の日常的監視のためのツールです。内部監査室および品質管理部が進行中の監査業務の電子監査調書システム（「Aura」）に直接アクセスして、さまざまな条件での抽出を行うことにより、監査業務の進捗状況や設定・ロジックの異常点を適時に発見し、早期の是正を促します。

## 導入に向けて 検討を行っている監査ツール

### 「Connect Audit Manager (コネクト・オーディット・マネージャー)」 —情報交換ツール

グループ監査においてグループ監査チームと構成単位の監査チームが適時に、効果的かつ網羅的な情報交換を安全に行うためのツールです。

### 「Halo(ヘイロー)」—データ分析ツール

PwCのデータ利用監査ツールである「Halo」は、情報を網羅的に検証し、かつ視覚化することで、データ利用監査を実現することができます。Haloにはさま

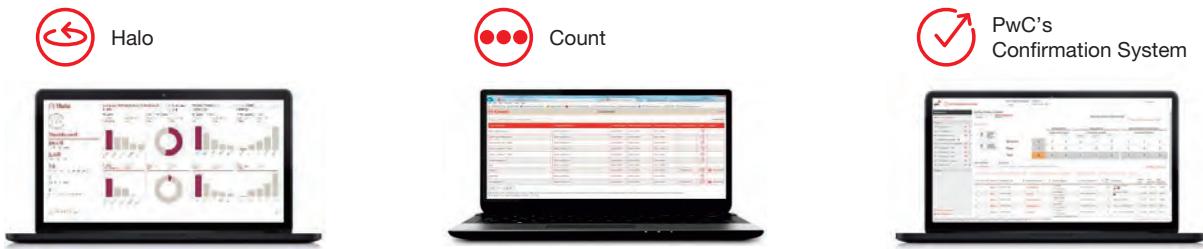
ざまな業種やリスクに合わせて多数のアプリケーションが用意されています。その一つである「Halo for journals」は、コンピュータ利用監査技法 (CAAT) による仕訳データの分析をより効果的かつ効率的に、そしてより視覚的に実施する新しいツールです。また、Halo for journals を利用することにより、従来よりも、データの検証速度が格段に上がります。

### 「PwC's Confirmation System(ピーダ ブリューシー・コンファーメーション・シ ステム)」—確認状発送および回答入手 の管理システム

「PwC's Confirmation System」は、確認状を安全に作成、送付、回答の入手ができるように管理できるウェブベースのシステムです。売掛金からデリバティ、貸付金、棚卸資産までのほぼ全てのタイプの確認状に対応します。

### 「Count(カウント)」—棚卸立会手続の 標準化ツール

「Count」は、「Aura」と連携して棚卸立会手続を標準化するツールです。ウェブベースだけではなくスマートフォンなどのアプリからも利用できます。



# 監査の品質管理体制

## 情報セキュリティ

### 監査業務と情報セキュリティ

監査業務では、被監査会社から機密情報を含むさまざまな情報を入手します。これらの情報が外部に漏えいした場合には、被監査会社に対して多大な損害を与える可能性があり、また、当法人の信頼を揺るがしかねない事態となります。特に、当法人はテクノロジーを最大限に活用した監査を推進していることから、情報セキュリティについて万全の管理体制を整備しています。

### 情報セキュリティ管理体制

当法人では、IT部門を中心となり、情報セキュリティの最適化に向けた取り組みを継続的に行ってています。

#### ①組織的対策

当法人では、情報セキュリティ管理責任者および個人データ管理責任者を決めて、全社的な情報セキュリティ対策を推進しています。

#### ②人的対策

入所時にパートナーおよび職員全員より情報の非開示に関する誓約書を受けています。定期的に情報セキュリティ、個人情報保護に関する研修を実施し、パートナーおよび職員の情報管理に関する知識を高め、意識の向上を図っています。

#### ③物理的・環境的対策

当法人オフィスへの入館にあたっては、セキュリティカードを用いてアクセス管理を行っており、オフィスエリアのセキュリティを確保しています。データセンター、調書室など、特に重要な情報資産を保管するエリアについては、特別に許可された者のみがアクセスできるよう制御されています。

#### ④技術的対策

業務に使用する当法人貸与PCのハードディスクは、高度な暗号化により保存することで情報の漏えいを防止しています。PC起動時には、暗号化解除のためのパスワードの入力が必要になっています。加えて、監査業務に使用するシステムへのアクセスにも制限を設けています。外部からインターネット経由で当法人の内部ネットワークへ接続するには、当法人貸与のPCの利用、IDおよびパス

ワードの入力が必要となっており、これらの対策により、インターネット経由での不正アクセスを防止しています。また、VPNによる暗号化通信により、通信経路からの情報漏えいを防止しています。当法人オフィス外に持ち出すPCは、PCのローカルドライブにデータを保存できない仕組みを採用し、PCの紛失・盗難時の情報漏えいを防止しています。

### 情報セキュリティインシデントへの対応

情報セキュリティインシデント発生においては、セキュリティホットライン(24時間対応)への速やかな報告を義務付けています。インシデント発生時には、情報セキュリティ管理責任者が関係者と協力しながら、対応する体制を整備しています。また、インシデント発生原因を分析し、再発防止策を検討することにより、情報セキュリティ対策の改善につなげています。

### 情報セキュリティ対策の取り組み



#### 組織的対策

情報セキュリティ管理責任者および個人データ管理責任者を選任し、全社的な情報セキュリティ対策を実施

#### 人的対策

定期的な研修を実施し、情報管理に関する知識および意識を向上。入所時には職員全員から情報の非開示誓約書を入手

#### 物理的・環境的対策

オフィス、調書保管室、データセンターなど情報資産に応じたセキュリティ対策を実施

#### 技術的対策

シンクライアント・システムの導入、ハードディスクの暗号化、暗号化通信の実施など強固な技術的な対策を実施

## 品質管理システムのモニタリング

当法人は、品質管理システムが有効に機能していることを確認するため、定期的なモニタリングとして、PwCネットワークのレビュー（Global Assurance Quality Review “GAQR”）を受けています。また、外部機関が品質管理システムを確認する制度として、日本公認会計士協会による品質管理レビュー、公認会計士・監査審査会の検査や米国公開会社会計監督委員会による検査があります。

### 検査指摘事項等への対応

当法人は、PwCグローバル共通の定期的なレビュー、日本公認会計士協会の品質管理レビューまたは公認会計士・監査審査会の検査において指摘を受けた場合は、適切な対処を行うとともに、そのPwCグローバルネットワークの品質管理に基づいて、根本原因を分析し、再発を防止するためのガイダンスの作成、教育研修の実施など、必要な対応を行っています。

### PwC ネットワークおよび外部監査機関による品質管理のモニタリング

#### PwC ネットワーク

##### Global Assurance Quality Review (“GAQR”）

PwCネットワークは、当法人の品質管理システムと個別監査業務についてPwCの基準に準拠しているかどうかについての評価を毎年実施しています。PwCネットワークは、2018年4月に当法人の品質管理システム、2018年6月に個別監査業務のレビューを実施しました。

#### 国内

##### 日本公認会計士協会による品質管理レビュー

日本公認会計士協会は、当法人の品質管理システムと個別監査業務について3年に一度の品質管理レビュー、翌年のフォローアップレビュー、および監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態に陥った場合に特別レビューを実施しています。日本公認会計士協会は、2017年8月から9月に品質管理レビューを実施しました。当法人は重要な事項は見受けられないと2017年11月15日付の品質管理レビュー報告書を受領しています。

### PwC京都監査法人の品質管理システム

#### 海外

##### 米国公開会社会計監督委員会による検査

米国公開会社会計監督委員会は、米国証券取引委員会に登録する証券を発行する公開会社の監査を行う会計事務所に対し、定期的に検査を実施しています。この検査では、当法人の品質管理システムと個別監査業務について米国PCAOB基準に準拠しているかどうかについての評価を3年に一度実施しています。これまでの検査結果は米国公開会社会計監督委員会のウェブサイトで公表されています。なお、対象となる監査業務が無くなつたことから、現在登録抹消を申請中です。

#### 国内

##### 公認会計士・監査審査会による検査

公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会から品質管理レビューに関する報告を受けてその内容を審査し、必要に応じて日本公認会計士協会、監査事務所、被監査会社等に立入検査を実施します。その結果、日本公認会計士協会において品質管理レビューが適切に行われていなかったことが明らかになった場合や、監査事務所において監査の品質管理が著しく不十分である場合、監査業務が法令等に準拠していないことが明らかになった場合には、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告します。なお、当法人は設立以来、金融庁による行政処分を受けた事実はありません。

監査品質に関する報告書 2018 | PricewaterhouseCoopers Kyoto

# 人材育成



# 人材育成

## 人材育成方針

当法人では、人材育成のために以下の4項目について重点的に取り組むことにより、全ての職員がプロフェッショナルとして成長し、より高い品質の監査業務の提供を実現できると考えています。

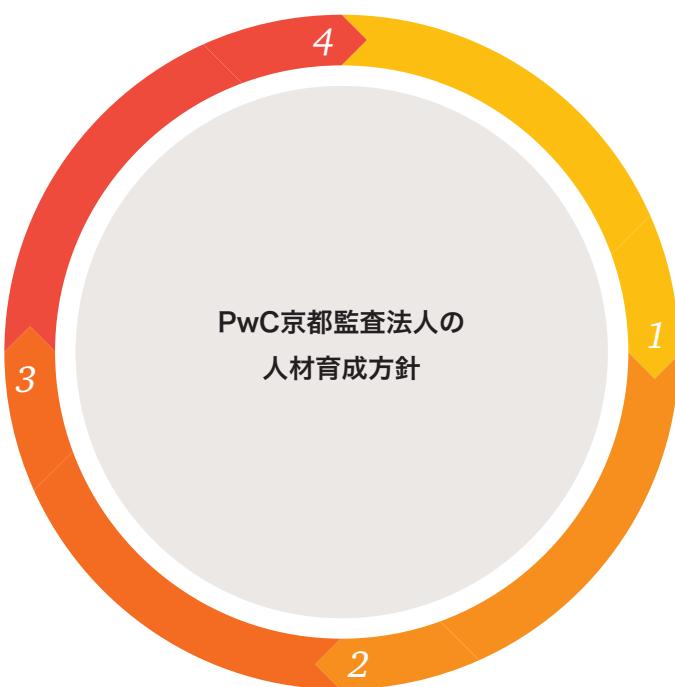
1. 戦略的な人材配置
2. グループ制によるコミュニケーション
3. 研修と経験
4. 人事評価

## 戦略的な人材配置

当法人では、パートナーからスタッフ、アソシエイトまでの全ての職員一人一人がプロフェッショナルとしての高い意識を持ち、自ら経験や知識、能力を高めることにより、監査チームメンバーが一丸となって高品質の監査業務の提供を実現できると考えており、職員の経験や能力を考慮した戦略的な人材配置を行うことにより、プロフェッショナルとして自己成長する機会を提供しています。

基本研修に加えてオンザジョブトレーニング、監査業務に限定されないさまざまな専門業務での経験や研修の機会を提供するとともに、海外のPwCネットワークファームとの人材交流を通じて、積極的に海外駐在員を派遣し、各職員の知識、経験、能力の向上を支援しています。

また、出産前後および育児休暇を終えた女性スタッフの時間を短縮した勤務や在宅勤務を導入し、法人に長く勤務して活躍できる機会を提供しています。



### 1 ● 戦略的な人材配置

職員がプロフェッショナルとして自己成長できるよう、職員の経験や能力を考慮した戦略的な人材配置を計画しています。

### 2 ● グループ制によるコミュニケーション

グループリーダーを中心に身近な上司や同僚とのコミュニケーションを促進し、各監査チームの実務で得た経験や知識を共有できるようにしています。

### 3 ● 研修と経験

常に全ての職員が監査および会計にかかる最新の知識に更新できるよう、階層別の研修やトピック別の研修を計画・実施しています。

### 4 ● 人事評価

品質管理能力を最重視した評価方針を明確にし、職員の成長のためのフィードバックを実施しています。

## グループ制による コミュニケーション

## 研修と経験

当法人では、職員がコミュニケーションを図りやすい環境を整備するため、グループ制を採用しています。アシュアランス本部をグループに区分し、グループリーダーが中心となって身近な上司と同僚とのコミュニケーションを増やし、会計および監査業務における相談や指導の頻度を向上させることで、風通しの良い環境を構築するとともに、職員一人一人が成長できる機会を提供しています。

また、グループリーダーおよびグループの運営委員はコミュニケーションを通じて把握した各職員の経験や知識、能力、強みを最大限に生かせるようにチームメンバーを選任し、調和のとれた監査チームの編成を行っています。

加えて、各監査チームの監査実務において得られた経験や知識は、積極的にグループ内で展開、共有され、監査品質の向上に役立てられています。

### 研修体制

#### 研修カリキュラム

当法人を含むPwC メンバーファームは、世界中に高品質の監査を提供することを最重要視しています。世界中で一貫した高品質の監査を提供するため、PwCでは、グローバルネットワークレベルで共通した教育研修カリキュラムを開発しています。当法人のパートナーおよび職員は、PwCグローバルネットワーク共通の研修を通じて、PwCが世界で共通して採用する監査アプローチであるPwCAuditおよびこれに関連する監査ツールの適用方法、ならびに、監査リスクが高いとされる領域およびその対応手続など、PwCグローバルネットワークで一貫した知識を習得します。当法人のアシュアランスリーダーは、毎期、PwCネットワーク共通の必須研修の未受講者数、およびその対応について、PwCグローバルネットワークに報告しています。

また、当法人は、わが国の法令、会計および監査の基準、税務ならびに品質管理レビューの結果など、当法人独自の研修を実施しています。当法人では、監査に従事するパートナーおよび職員全員を対象として、職業倫理および独立性に関する研修の受講を義務付けている他、職

員の経験年数などに応じて、品質管理、会計および監査の基準、監査アプローチなどといった専門知識に関する研修や、人材育成、およびリーダーシップを体得するために必要となるソフトスキルに関する研修の受講を義務付けています。これに加えて当法人では、情報セキュリティに関する研修も実施しています。業務に必要な語学スキルについては、レベルチェックの機会を設け、短期間の集中プログラムも実施しています。さらにIFRS（国際財務報告基準）任意適用会社の拡大の可能性に備えて、全ての監査業務に従事するパートナーおよび職員へのIFRSの必須研修を実施しています。また、外部からインストラクターを招き、パートナーおよびディレクターといった組織内のリーダーが率先してリーダーシップとマネジメント力を發揮するためリーダーとしての役割達成すべきゴールを明確に認識して、自己の行動を変革するために、1対1のエグゼクティブコーチングプログラムなども実施しています。

監査業務に従事するパートナーおよび専門職員は、必須研修を含め年間40時間以上の研修を受講することとしており、その達成状況のモニタリングを実施しています。さらに、研修をより効果的なものとするために、多くの研修において事後の確認テストを実施しています。

また、研修プログラムおよび講師による研修の進め方などに関して、研修受講者からのフィードバックアンケートを実施し、研修の有効性を評価するとともに、さらに実効性の高い研修の実施に生かしています。

## オンザジョブトレーニング

監査責任者および主査は、監査業務の監督および査閲ならびに監査チームメンバーと実施した討議を勘案してフィードバックを行うことによって監査チームメンバーの評価・育成を行います。この評価・育成において、適切な職業的懷疑心を發揮して監査業務にあたったか、識別し評価した監査リスクへの対応は適切であったか、適切な文書化を適時に実施したかなど、個々人の業務の品質が重要な要素となります。

## PwC ネットワーク内外の異動・出向・転籍

当法人は、例えば品質管理部をはじめとした法人内の他部門への異動はもちろん、PwC ネットワーク内の出向や転籍を可能にする制度を採用しています。これにより、個々人が異なる専門性を身に付けキャリアの幅を広げるとともに、PwC ネットワーク内の活発な人材交流に寄与しています。多様な経験を積み、会計・監査業界をリードしていくための人脈の拡充を図るため、PwC ネットワーク外の団体または組織等への出向も積極的に行っています。今後も、これらの PwC ネットワーク内外での人材交流を拡充し、個々人の専門性のさらなる向上と組織全体の成長・発展に向けて取り組んでいきます。

## 働き方改革への取り組み

当監査法人では、2018年11月から働き方改革への取り組みとして、全職員を対象にフレックスタイム制度を導入しました。

勤務時間の決定といった時間の使い方を柔軟に各人に任せると同時に、在宅勤務等の利用による勤務場所にも柔軟性を持たせるという2つの面からフレックスタイム制度を導入し、通勤時間の削減やラッシュアワーの回避等のメリットと週休3日の実現も可能となり、働き方の柔軟性を向上させることにより、仕事の質を高め、生活の質も向上させることを目的としています。

各職員は自らの業務の量と時期を見える化して、自らの働き方や生活のペース、スタイルに合わせて適宜に時間をマネジメントし、勤務場所も選択することで、柔軟性をもった時間の使い方の実現が可能な環境となっています。

## 人事評価

### パートナーの人事評価

当法人におけるパートナーの人事評価は、各パートナーが毎年、個人のアクションプランを作成し、そのアクションプランの達成状況の自己評価を行うとともに、パートナー評価委員会が各パートナーの能力を定量的に評価し、経営会議に報告します。経営会議では、その結果に基づいて検討し、パートナーの報酬が決定されています。評価にあたっては、監査業務の品質管理能力を最重要項目に据えて、外部規制当局等の監査業務に対する検査・レビュー結果を反映します。

### 職員の人事評価

当法人における職員の人事評価は、監査業務の品質および品質管理能力の比重を重視した評価方針や基準を明確にするとともに、職員の成長のために適切な指導やサポートを提供できるように、フィードバックを行っています。

全ての職員は年2回の業績評価とパートナーとの個人面談を行い、業績評価の結果をフィードバックし、良い点および改善すべき点についての意見交換を通じて相互認識を深めるとともに、職員自身が設定した目標の達成状況についても自己

評価およびコーチングを行い、その結果を昇給、賞与査定に反映しています。

また、個人面談では各職員からの将来の目標や希望、悩みを聞き、法人からの期待を伝えることにより各職員の今後の能力開発や目標設定、モチベーションの向上をサポートしています。

### 人事担当者からのメッセージ



当法人では、全ての職員がプロフェッショナルとして成長し、より高い品質の監査業務の提供を目指して、職員一人一人が高い意識を持ち、自ら経験や知識、能力を高めることができるように、職員の経験や能力を考慮した戦略的な人材配置を行うとともに、PwCグローバルネットワーク共通の研修の機会を提供しています。また、壁の無いオープンでフラットな雰囲気の執務室、フリーアドレスのデスクを採用し、職員がコミュニケーションを図りやすい環境を整備することで、全ての職員がモチベーションをもって業務に取り組めるように努めています。

人事担当  
鍵 圭一郎

監査品質に関する報告書 2018 | PricewaterhouseCoopers Kyoto

# 監査法人のガバナンス・コードへの 対応状況と監査品質の指標



# 監査法人のガバナンス・コードへの対応状況

## ガバナンス・コードへの対応状況

2017年3月31日に金融庁より公表された「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）は、上場企業等の監査を担う監査法人の組織的な運営に関する原則を規定しています。

当法人は、この監査法人のガバナンス・コードを採用しています。現時点の各指針に対する当法人の対応状況および検証結果は、以下の表に記載しています。

原則・指針		対応状況	説明箇所	検証結果
監査法人が果たすべき役割	原則1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に發揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	対応済	<ul style="list-style-type: none"><li>マネージングパートナーが、当法人における品質管理のシステムに関する最終的な責任を負います。</li><li>マネージングパートナーはパートナーや職員と会議やメールを通じて、特に、私たちの存在意義、監査品質とは何か、監査品質を向上させるために何が必要かなどについてのメッセージを発信しています。代表的なコミュニケーション手段とその概要は以下のとおりです。<ul style="list-style-type: none"><li>年初に、当法人の行動規範を確認し、行動規範研修を実施しています。研修では、監査品質の向上には正しい行動が必要であることを強調しています。</li><li>定期的に開催される事務所運営の会議等では、監査品質の向上について議論し、パートナー間で監査品質に関する情報の共有を図っています。</li><li>マネージングパートナーは、必要に応じて、監査品質が最重要課題であることについて、全職員に対して電子メールでのメッセージを発信しています。</li></ul></li></ul>
	指針1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。		<p>p.2 PwC京都監査法人の基本理念</p> <p>p.4 マネージングパートナーからのメッセージ</p> <p>p.12 PwC京都監査法人の組織体制とガバナンス体制</p> <p>&lt;社員総会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>定時社員総会は決算日後2カ月内に開催されることになっており、直近では2018年8月に開催されています。また、臨時総会が複数回開催されています。</li><li>社員総会は、監視委員会における監視の対象となっています。</li></ul>

原則・指針		対応状況	説明箇所	検証結果
監査法人が果たすべき役割	指針 1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	対応済	<p>p.12 PwC京都監査法人の組織体制とガバナンス体制</p> <p>&lt;経営会議&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営会議メンバーとしてマネージングパートナーと2名のパートナーが選任されています。</li> <li>・いずれの構成員も監査実務等に係る能力に備え、リーダーシップを発揮できる人材であり、経営会議において法人の優先的な経営課題に対応し、共通の価値観を持ちながらも異なる視点から議論ができる事を考慮して選任しています。</li> <li>・経営会議は必要に応じて随時開催されており、2017年7月から2018年6月までの間に計50回程度開催されています。</li> <li>・経営会議も、社員総会同様に監視委員会における監視の対象となっています。</li> </ul> <hr/> <p>&lt;監視委員会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2016年8月の社員総会において経営会議メンバーでない2名のパートナーが選任されています。</li> <li>・監視委員会メンバーは社員総会のメンバーでもあることから、社員総会への出席を通じて審議の過程を監視する他、経営会議議事録および添付資料を閲覧しています。</li> <li>・監視委員会メンバーは、議事録等の閲覧および総務担当パートナーへのヒアリングを行い、重要事項の決定内容および決定過程をモニタリングしています。</li> <li>・監視委員会は諮問委員会に活動状況を報告しています。</li> </ul> <hr/> <p>&lt;諮問委員会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2017年10月1日に諮問委員会規程が制定されています。</li> <li>・諮問委員はマネージングパートナーと社員総会で選任された社外有識者2名から構成されています。</li> <li>・諮問委員会規程第8条において、諮問委員会は、以下の事項について審議をし、経営会議に対して助言・提言を行うと定め、その役割を明確にしています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 組織的な運営の実効性に関する評価への関与</li> <li>(2) 経営機関の構成員の選退任、評価および報酬の決定過程への関与・諮問</li> <li>(3) 法人の人材育成、人事管理・評価および報酬に係る方針の策定への関与</li> <li>(4) 内部および外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証および活用状況の評価への関与</li> <li>(5) 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与</li> <li>(6) その他、法人の認識する課題等に対応するために諮問必要と認めた事項</li> </ul> </li> <li>・2017年10月に第1回目の諮問委員会が開催され、その後、2018年1月、4月、7月、10月に開催されています。</li> <li>・第2回からは監視委員会メンバーも参加して、活動報告を行っています。</li> </ul>

## 監査法人のガバナンス・コードへの対応状況

原則・指針		対応状況	説明箇所	検証結果	
監査法人が果たすべき役割	指針 1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	対応済	p.2 PwC 京都監査法人の 基本理念	
				<ul style="list-style-type: none"> <li>当法人の職業倫理に関する規程に、当法人のパートナーおよび職員は、当法人が作成する「行動規範」に従った行動をし、PwCグローバルのリスクマネジメントポリシーを参考ガイドとして適用するとの定めがあります。</li> <li>また、PwCグローバルの行動規範の遵守と同時に、当法人が作成した行動規範や日本公認会計士協会の倫理規則等を遵守することも求めています。</li> </ul> <p>PwCグローバルの行動規範には 02. 行動規範の他、03. 贈収賄防止、04. 機密保持、05. 公正競争阻害防止、20. マネーロンダリングおよび反社会的勢力、21. 独立性、41. インサイダー取引が含まれています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当法人の「行動規範」は、1. 初心を忘れないこと 2. 誰のために働いているのかをはじめとして九つの規範から成り立っており、また、IESBA倫理規程、公認会計士協会倫理規則に定める、職業的専門家としての倫理の基本原則五つ（誠実性、公正性、専門的能力、守秘義務、正当な注意）の内容が含まれています。</li> </ul>	
指針 1-3		監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懷疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	対応済	<p>p.26 職業倫理</p> <p>p.35 研修と経験</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当法人では、教育研修グループ担当者が、PwCネットワークの必須研修が漏れないよう、PwCグローバルとの共有DBにアップデートされた情報を月次ベースで取りまとめて記載し、教育研修グループリーダーの確認を受けています。</li> <li>教育研修グループリーダーは実施したアンケート集計結果の閲覧権限を保有しており、集計結果を隨時確認することができ、必須研修のアンケート集計結果（研修評価、講師評価）を取りまとめて年次でPwCグローバルに送付しています。</li> </ul> <p>当法人独自の研修として以下の研修が実施されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職業倫理に関する研修</li> <li>職員の経験年数などに応じた専門知識に関する研修</li> <li>人材育成、およびリーダーシップを体得するために必要なソフトスキルに関する研修</li> <li>情報セキュリティに関する研修</li> <li>語学研修</li> <li>IFRS研修</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>CPE単位未取得者に対しては、教育研修グループ担当者より督促が行われ、最終的に単位未取得者がいないことの確認結果がマネージングパートナーに報告されています。</li> <li>2018年3月末までの期間におけるCPE単位取得が対象者全員完了した旨の報告は4月に実施されています。</li> </ul> <p>2018年10月1日時点で、以下のとおり出向者が存在します。 海外PwC：6名／事業会社：2名</p> <p>p.37 人事評価</p>	
		指針 4-2 検証結果参照			

原則・指針		対応状況	説明箇所	検証結果	
監査法人が果たすべき役割	指針 1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	対応済	p.22 監査チーム内のコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>当法人では、監査計画立案時のキックオフミーティングの中で、リスク認識およびリスク対応手続についての理解を共有することになっています。</li> </ul>
				p.22 監査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>当法人では、PwC Auditにおいて、チームミーティングのガイダンスや経営者とのコミュニケーションのガイドを定めており、具体的に何を議論すべきかを示しています。</li> </ul>
				p.24 監査品質を支援する体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質管理部は、以下の6グループ（QRPグループ、会計品質管理グループ、監査品質管理グループ、教育研修グループ、リスク管理グループ、コンプライアンスグループ）に分かれており、知見や経験を有するリーダーが割り当てられています。</li> <li>毎月の品質管理会議にて、専門的な見解の問い合わせ状況が各グループから報告され、共有されています。</li> </ul>
				p.35 グループ制によるコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>アシュラランス本部は、京都事務所では5グループに分かれ、東京事務所は1つのグループとなっています。</li> <li>監査チームの編成は、グループリーダーにより決定され、2019年6月までの個人別日程表がグループごとに発表されます。</li> <li>グループミーティングを開催し、各監査チームで得た知識や実務上の課題等が共有されています。</li> </ul>
指針 1-5		監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む）の位置づけについての考え方を明らかにすべきである。	対応済	p.26 非監査業務の提供と制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査業務で培ったノウハウを基に非監査業務を提供することにより、企業が抱える課題を解決し、企業価値の向上に貢献できると考えておりますが、独立性の観点から、以下のとおり、提供可能かどうかのチェックを実施した上で業務を提供しています。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①非監査業務の提供に際して、コンプライアンスグループリーダーが受入審査資料を査閲し、独立性の観点から業務受入の可否について検討し、承認を行っています</li> <li>②AFSシステムによって、構成単位の監査人から提供される予定の非監査業務が独立性の観点から問題ないことを各グループ監査チームのAFS担当パートナーが確かめています。</li> </ul> </li> <li>コンプライアンスグループは、監査チームからAFS承認一覧を入手し、監査チームの担当パートナーの承認結果の妥当性を確かめています。</li> </ul>

## 監査法人のガバナンス・コードへの対応状況

原則・指針		対応状況	説明箇所	検証結果
業務運営	原則2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。		
	指針2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。	対応済	p.12 経営会議  指針1-1 <経営会議> 検証結果参照
		監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。		
	指針2-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与</li> </ul>	対応済	<p>p.25 不正リスクへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当法人では、PwC Auditの中で、不正リスクに対応した監査業務の方針や調査査閲に関する方針を定めています。</li> <li>・監査の新規受入および契約更新に伴うリスク評価項目の中で、不正リスクに関する質問が含まれています。</li> <li>・会計不正を題材にしたケーススタディーは、毎年実施しており、直近では2017年11月に実施しています。</li> <li>・リスク管理グループに寄せられる相談の中で不正の兆候を示唆する状況としてリスク管理責任者が不正の疑義があると判断した場合は、リスク管理担当パートナーが追加で監査チームの判断を審査しています。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備</li> </ul>		<p>p.22 監査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当法人では、PwC Auditを全面適用することが大方針となっており、PwC Auditの中で監査チームが経済環境等のマクロ的な分析や被監査先との意見交換を行うためのガイダンスが整備され、実際に運用されています。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備</li> </ul>		<p>p.34 人材育成方針</p> <p>指針1-3「研修と経験」、 指針1-4「グループ制によるコミュニケーション」、 指針4-2「人事評価」および 指針4-3「戦略的な人材配置」の各検証結果参照</p>

原則・指針		対応状況	説明箇所	検証結果
業務運営 指針 2-2	<p>・監査に関する業務の効率化及び企業においてもIT化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するためのITの有効活用の検討・整備</p>	対応済	p.28 監査におけるテクノロジー活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>当法人では、全ての監査業務において例外なく電子監査調書システムAuraを使用することになっています。Connect（情報交換と管理のツール）についてもグローバルに展開している監査先を中心で使用を開始しています。また、Real Time Assurance Dashboardについても2018年度から内部監査対象の選定等に使用しています。その他のテクノロジーにつきましても、他のファームでの運用事例を参考に導入を検討していく予定です。</li> </ul>
		対応済	p.30 情報セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>当法人では、特定のパートナーを情報セキュリティ管理責任者および個人データ管理責任者に定めています。</li> <li>入所時にパートナーおよび職員全員より情報の非開示を含む誓約書を入手しています。</li> <li>情報セキュリティに関する研修が直近では2018年8月に開催されており、「情報資産利用」「PC携行」「オンラインリスク管理」の内容を全員に理解、周知させてています。</li> <li>法人貸与PC起動時および社内ネットワーク接続時にIDおよびパスワード入力が必要で、また、監査業務で使用するシステムへのアクセスの際にもアクセス制限が設けられています。また、持ち出し用PCは、ローカルドライブにデータ保存ができない設計になっています。</li> <li>情報セキュリティインシデントについて、インシデントをヒヤリハットとして、IT部門に報告する仕組みとなっており、情報セキュリティ管理責任者やリスク管理担当パートナーにも共有されています。2017年7月以降の報告の中に重大な事象は発生していないことがリスク管理担当パートナーにより確認されています。</li> </ul>
指針 2-3	監査法人は、経営機関の構成員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機関の構成員を選任すべきである。	対応済	p.12 経営会議	指針 1-1 <経営会議> 検証結果参照

## 監査法人のガバナンス・コードへの対応状況

原則・指針		対応状況	説明箇所	検証結果
業務運営	原則3 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。			
	指針3-1 監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。	対応済	p.12 監視委員会	指針1-1 <監視委員会> 検証結果参照
	指針3-2 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知見を活用すべきである。	対応済	p.13 諮問委員会からの助言・提言への対応	諮問委員との対話を通じて、若手のモチベーションアップや管理職の仕事の仕方等について助言をいただいており、外部の講師も招いたエグゼクティブコーチング等の研修を実施しています。
	指針3-3 監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 <ul style="list-style-type: none"><li>・組織的な運営の実効性に関する評価への関与</li><li>・経営機関の構成員の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与</li><li>・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与</li><li>・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与</li><li>・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与</li></ul>	対応済	p.12 諮問委員会	指針1-1 <諮問委員会> 検証結果参照
	指針3-4 監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	対応済	p.12 諮問委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>・監視委員会のメンバーは、社員総会に出席している他、社員総会議事録を閲覧できる環境にあります。また、経営会議の議事録を閲覧できるようになっています。</li><li>・諮問委員会には、監視委員会の活動記録の他、外部の検査・レビューの結果の報告や結果を受けた改善プランおよびその改善状況を報告しています。</li><li>・諮問委員会メンバーには、委員会当日の報告資料を事前に送付しています。</li></ul>

原則・指針		対応状況	説明箇所	検証結果
業務運営	原則 4	監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。		
	指針 4-1	監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	対応済	p.35 グループ制によるコミュニケーション
	指針 4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮するために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	対応済	<p>&lt;パートナー&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パートナーの1年間の行動計画（自己申告）であるパートナープランは、Global Audit Quality Accountability Framework を考慮して、監査品質についての個別の要素を含めており、1.～4.（1.人材 2.品質 3.成長 4.ブランド）の個別項目10項目のうち、「2.品質」は5項目を占めており、パートナープランの重要な要素を占めています。</li> <li>・マネージングパートナーに対して全てのパートナーが計画段階、期中段階、最終段階の3段階でパートナープランを提出しています。</li> <li>・外部の検査・レビューで品質について評価が低い場合「2.品質」において、その真因と具体的アクションを記載します。</li> <li>・パートナー評価のための評価シートがあり、評価項目は、7項目（品質現状、品質向上、リーダーシップ、コミュニケーション、イノベーション改革、懐疑主義・倫理観、Diversity）あり、そのうち品質現状と品質向上が占める割合が50／100となっています。</li> <li>・品質現状は現行の品質評価であり、品質向上は向上させていこうとする意思、行動、効果を表しています。</li> </ul> <p>&lt;職員&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の個人面談は年2回（3月、9月）、グループリーダーを中心としたパートナー、ディレクターが実施します。業績評価表のフィードバックの他、各職員によるコミュニケーション項目シートに基づいたコミュニケーションが行われています。</li> <li>・全員の面談が実施されていることは、人事担当者がコミュニケーション項目シート提出一覧表によって確かめています。</li> </ul>

## 監査法人のガバナンスコードへの対応状況

原則・指針		対応状況	説明箇所	検証結果
業務運営	指針 4-3	<p>監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること</li> </ul>	対応済	<p>p.22 監査チームの編成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監査責任者および審査担当者は、新規契約または契約更新の都度アサイン委員会でアサイン案を検討し経営会議で承認されています。</li> <li>アサイン委員会は3名で構成され、当法人の業務執行責任者選任および交替規程の中の監査責任者選任の基本方針を踏まえてアサイン案を検討しています。</li> <li>主査および監査チームメンバーは、グループリーダーを中心になり、面談等での各人の希望や評価結果も踏まえ毎年5月から6月にかけて決定しています。</li> </ul>
指針 4-4	指針 4-5	<p>監査法人は、被監査会社のCEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。</p> <p>監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。</p>	対応済	<p>p.34 戦略的な人材配置</p> <p>p.24 監査品質を支援する体制</p> <p>p.22 監査の実施</p> <p>指針 1-4 検証結果参照</p> <p>p.25 監査ホットライン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>京都事務所の中に非監査業務部門があり、監査業務部門から当部門への異動もあります。</li> <li>事業会社等への出向については、指針1-3の検証結果参照。</li> <li>当法人では、フレックスタイム制度を導入するとともに、時短対象者および在宅勤務希望者が複数名おり、各人の事情に合わせた働き方をしています。</li> <li>指針1-4検証結果に記載のとおり、各人の知見や経験を考慮して品質管理部各グループのリーダーを選任しています。</li> </ul>

原則・指針		対応状況	説明箇所	検証結果	
透明性の確保	原則 5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。			
	指針 5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。	対応済	2017年より 「監査品質に関する報告書」を公表しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>当法人は、監査の品質に対する取り組みについてより積極的に説明するため、2017年より「監査品質に関する報告書」を公表しています。</li> <li>本原則の適用状況は、「監査品質に関する報告書」において継続的に報告します。</li> </ul>
	指針 5-2	監査法人は、併せて以下の項目について説明すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢</li> <li>法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針</li> <li>法人の業務における非監査業務(グループ内を含む)の位置づけについての考え方</li> <li>経営機関の構成や役割</li> <li>監督・評価機関の構成や役割。監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献</li> <li>監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価</li> </ul>	対応済	p.2 PwC京都監査法人の 基本理念	指針 1-1 検証結果参照
			対応済	p.26 職業倫理	指針 1-2 検証結果参照
			対応済	p.26 非監査業務の 提供と制限	指針 1-5 検証結果参照
			対応済	p.12 PwC京都監査法人の 組織体制と ガバナンス体制	指針 1-1 <社員総会><経営会議> 検証結果参照
			対応済	p.12 諮問委員会	指針 1-1 <監視委員会><諮問委員会> 検証結果参照
				p.12 内部監査室	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価部門である内部監査室が取り組みの実効性の評価を行い、諮問委員会に報告し、第三者としての評価を受けています。</li> <li>2018年10月の諮問委員会で2017年7月から2018年6月までの取組みの実効性の評価結果を報告しています。</li> </ul>
	指針 5-3	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	対応済	p.18 継続的な品質改善活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質管理担当パートナーが毎年、監査品質における問題、根本原因、解決策、改善プロセス、責任者、時期、モニタリングを検討し、マネージングパートナー、アシュアランスリーダーと協議して、改善計画を作成しています。</li> <li>各改善担当責任者からの改善状況の報告を受けた上で改善計画を毎月更新しています。</li> </ul>
	指針 5-4	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	対応済	p.12 諮問委員会	本原則の適用状況について、内部監査室が毎年評価して諮問委員会にも報告するとともに「品質管理に関する報告書」において説明します。
	指針 5-5	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	対応済	p.13 資本市場の 参加者等との対話	指針 5-3 検証結果参照

# 監査品質の指標

日本公認会計士協会監査事務所情報開示検討プロジェクトチームに公表された「監査品質の指標（AQI）に関する研究報告」において、上場会社の監査を担う監

査事務所が監査品質の向上に向けた取り組みを外部に公表する監査品質の指標として、以下のような項目が挙げられています。

外部監督機関による検査等の結果については、P31品質管理システムのモニタリングの記載をご参照下さい。

## 監査事務所の職位ごとの人員構成

パートナーおよび専門職員の職位ごとの人数・構成割合は以下のとおりです。

職位	前期 (2017年6月30日現在)		当期 (2018年6月30日現在)	
	人数	%	人数	%
パートナー・ディレクター	37	20.0	40	22.2
(シニア) マネージャー	48	25.9	49	27.2
スーパーバイザー・(シニア) スタッフ	100 (5)	54.1	91 (3)	50.6
合計	185	100.0%	180	100.0%

注：（ ）は非常勤の公認会計士の人数。

## 監査に従事するパートナー・ディレクター／(シニア) マネージャー一人あたりのスタッフの比率

監査に従事するパートナー・ディレクター・(シニア) マネージャーとスーパーバイザー・(シニア) スタッフとの比率は以下のとおりです。

比率	前期 (2017年6月30日現在)	当期 (2018年6月30日現在)
パートナー・ディレクター：(シニア) マネージャー・スタッフ	1 : 4	1 : 3.5
(シニア) マネージャー：スタッフ	1 : 2.1	1 : 1.9

## 品質管理業務の人員数

品質管理部各グループにおける人数は以下のとおりです。品質管理部各グループおよび監査業務との兼務者の人数を含みます。

品質管理部	前期 (2017年6月30日現在)			当期 (2018年6月30日現在)		
	パートナー・ディレクター	(シニア) マネージャー	スーパーバイザー・(シニア) スタッフ	パートナー・ディレクター	(シニア) マネージャー	スーパーバイサー・(シニア) スタッフ
QRP	10 (10)	—	—	9 (9)	—	—
会計品質管理	3 (2)	3 (2)	—	3 (3)	3 (2)	—
監査品質管理	2 (2)	2 (2)	2 (1)	3 (3)	4 (4)	1
教育研修	1 (1)	—	1	1 (1)	—	1
リスク管理	1 (1)	2 (2)	—	2 (2)	1 (1)	1
コンプライアンス	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	—
合計	18	8	4	19	10	3

注：（ ）は他部署もしくは他グループと兼務している人数。QRPグループには、審査担当者の人数を含みます。

### 監査業務従事者の退職率

退職率は監査業務従事者の年間の退職者数をそれぞれの期間の期首の人員数で除して算定しています。

	前期 (2016年7月1日～2017年6月30日)	当期 (2017年7月1日～2018年6月30日)
退職率	13.0%	8.8%

### 職位別の人一人当たり平均研修時間

社員および専門職員を対象とした年間研修の一人当たり平均研修時間は以下のとおりです。

職位	前期 (2016年4月1日～2017年3月31日)	当期 (2017年4月1日～2018年3月31日)
パートナー・ディレクター	58時間	62時間
(シニア) マネージャー	46時間	56時間
スーパーバイザー・(シニア) スタッフ	54時間	77時間

注：期間は研修の履修義務期間である4月～3月としております。

### 監査業務従事者の異動状況

法人外への出向・転籍の人数は以下のとおりです。

	前期 (2017年6月30日現在)	当期 (2018年6月30日現在)
日本公認会計士協会	1名	1名
海外メンバーフーム	6名	6名
一般企業	2名	2名
その他	1名	1名
合計	10名	10名

### 独立性に関する検査

独立性の遵守状況は以下のとおりです。

	前期 (2017年6月30日現在)	当期 (2018年6月30日現在)
年次確認手続回答率	100%	100%
独立性違反件数	0	0

## 上場企業被監査会社 (50音順)

(2018年9月末現在)

アクサスホールディングス(株)	(株)白鳩
アズマハウス(株)	ダイベア(株)
アライドアーキテクツ(株)	中外炉工業(株)
岩井コスモホールディングス(株)	データセクション(株)
(株)エナリス	(株)トーア紡コーポレーション
沖縄セルラー電話(株)	トーカロ(株)
(株)京写	TOWA(株)
(株)京進	(株)ニチイ学館
京セラ(株)	日東精工(株)
京都機械工具(株)	日本電産(株)
(株)キング	任天堂(株)
(株)クラウディアホールディングス	(株)ハウスドゥ
(株)ケアサービス	(株)はるやまホールディングス
(株)ケア21	(株)ファルコホールディングス
KDDI(株)	ブティックス(株)
(株)サンマルクホールディングス	フューチャーベンチャーキャピタル(株)
(株)ジェイエスエス	(株)平和堂
(株)ジェイテクト	幼児活動研究会(株)
(株)ジェイテック	(株)ラックランド
(株)JEUGIA	(株)リアルワールド
シライ電子工業(株)	(株)レッグス



## 法人概要 (2018年9月末現在)

### 人員数

パートナー	29名
公認会計士	97名
公認会計士試験合格者	32名
その他	132名
合 計	290名

■上記人員数には以下の資格保有者がおります。

・公認情報システム監査人 (試験合格者を含む)	21名
・システム監査技術者	7名
・米国公認会計士等 (試験合格者を含む)	14名

### 関与会社数

会社法・金融商品取引法監査	42社
会社法監査	97社
その他	143社
合 計	282社

### 所在地

#### 京都

〒600-8008

京都市下京区四条通烏丸東入ル

京都三井ビル7F

TEL 075-241-1901 FAX 075-241-1902

#### 東京

〒108-0023

東京都港区芝浦3-1-21

田町ステーションタワーS 13F

TEL 03-6400-5561 FAX 03-6400-5562